

あいかわ町民活動応援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、愛川町自治基本条例(平成16年愛川町条例第1号。以下「条例」という。)

第26条第1項の規定に基づき、町民公益活動団体に対し、予算の範囲内で財政的支援を行うことについて、愛川町補助金の交付等に関する規則(昭和54年愛川町規則第5号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び規則の例による。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、条例第25条に規定する町民公益活動を行う団体であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 主に町内で活動していること。

(2) 3人以上の町民を含む5人以上の構成員で組織されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助対象者とはしないものとする。

(1) 暴力団(愛川町暴力団排除条例(平成23年愛川町条例第16号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)

(2) 暴力団員等(暴排条例第2条第4号に定める暴力団員等をいう。)の統制の下にあるもの、暴力団経営支配法人等(暴排条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等をいう。)又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるもの(法人その他の団体にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が暴力団員等と密接な関係を有するものをいう。)

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が新たに行う事業であって、主として町民等の利益に寄与する公益的なものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事業を除く。

(1) 営利を目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。

以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 特定少数の個人又は団体の利益のために行われる事業

(6) 町より他の制度に基づく補助金等の財政的支援を現に受けている事業又は受ける予定の事業

(補助対象事業の区分)

第5条 削除

(補助金額)

第6条 第4条に規定する補助対象事業に対する補助金額は、事業の実施に直接必要な経費(以下「補助対象経費」という。)の10分の8以内で、30万円を上限とし、予算の範囲内で町長が定めるものとする。

(補助対象経費)

第7条 前条に規定する補助対象経費には、団体事務所の賃借料等、団体の維持管理に要するもの及び団体の財産となる備品購入費は、含まないものとする。ただし、金額的な要件で備品とされたものであって、耐用年数が3年未満かつ事業実施に不可欠で他に流用・転用のできない消耗品は、対象とすることができるものとする。

(申込書の提出)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、町長が別に定める日までに、あいかわ町民活動応援事業申込書（第1号様式。以下「申込書」という。）に、次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 団体の概要書（第2号様式）
- (2) 補助対象事業計画書（第3号様式）
- (3) 補助対象事業収支予算書（第4号様式）
- (4) 団体の定款又は規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 構成員の名簿
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 申込書は、同一年度内において、1団体につき1事業のみ、提出することができる。

3 町長は、年1回、期間を定めて事業を公募する。

(申込書の審査)

第9条 町長は、前条第1項に規定する申込書を受理したときは、事業の採否を審査するため、愛川町町民参加推進会議協働事業審査部会（以下「審査会」という。）に付議する。

2 審査会は、前項の付議に応じ、町長が別に定める審査基準に基づいて、審査し、その結果を町長に報告する。

3 前2項に規定するもののほか、審査会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

(補助対象事業の認定)

第10条 町長は、前条第2項の報告に基づいて、補助対象とする事業を認定し、その結果をあいかわ町民活動応援事業審査結果通知書（第5号様式）により、申込者に通知する。

(申請書の提出)

第11条 前条の規定により、補助対象として認定された事業の申込者は、速やかにあいかわ町民活動応援事業補助金交付申請書（第6号様式）に、第8条第1項各号に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。ただし、同項各号の規定に基づいて既に提出している書類のうち変更のないものは、省略することができるものとする。

(交付決定)

第12条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の額を決定し、その結果をあいかわ町民活動応援事業補助金交付決定通知書（第7号様式）により、申込者に通知する。

2 前項の規定による通知を受理した申込者は、速やかにあいかわ町民活動応援事業補助金交付請求書（第8号様式）を町長に提出する。

3 町長は、前項の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、申込者に概算払いにより補助金を交付する。

4 前項の規定により補助金の交付を受けた事業は、同一の内容であっても継続して、3回を限度として、第8条第1項に規定する申し込みができるものとする。

(変更等申請)

第13条 補助金の交付を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、事業内容を変更しようとする場合(次条に定める場合を除く。)又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、遅滞なく、あいかわ町民活動応援事業変更等申請書(第9号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業内容の変更又は事業の中止若しくは廃止の適否を決定し、その結果をあいかわ町民活動応援事業変更等決定通知書(第10号様式)により、補助対象者へ通知する。

3 町長は、前項に規定する通知書に必要な指示事項を付することができる。

4 補助対象者は、第2項に規定する通知を受理した場合には、その通知の内容及び前項に規定する指示事項を遵守するものとする。

5 前各項の規定により第12条第4項の規定に基づいて交付された補助金の額に変更等が生じた場合の本補助金の取り扱いは規則の例による。

(変更届)

第14条 補助対象者は、団体の所在地若しくは名称又は代表者に異動があったときは、遅滞なく、あいかわ町民活動応援事業変更届出書(第11号様式)により、町長に届け出なければならない。

(実績報告)

第15条 補助対象者は事業が終了したときは、事業終了の日から起算して30日以内又は3月末日のいずれか早い日までに、あいかわ町民活動応援事業実績報告書(第12号様式)に、次に掲げる書類を添えて、町長に提出するとともに、既に交付されている補助金の精算をしなければならない。

(1) 補助対象事業収支決算書(第13号様式)

(2) 領収書の写し

(3) その他町長が必要と認める書類

(情報公開)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けた事業の書類は、原則として公開するものとする。ただし、第8条第1項第5号に係るものを除くものとする。

(文書の書式)

第17条 この要綱の規定により使用する書類は、別表のとおりとし、その様式は、別に定める。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 第4条の規定にかかわらず、愛川町町民アイディアまちづくり事業実施要綱(平成15年4月1日施行)に基づき補助金の交付を受けた事業については、この要綱による補助対象事業から除くものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表(第17条関係)

様式番号	様式の種類	関係条文
第1号様式	あいかわ町民活動応援事業申込書	第8条関係
第2号様式	団体の概要書	第8条及び 第11条関係
第3号様式	補助対象事業計画書	
第4号様式	補助対象事業収支予算書	
第5号様式	あいかわ町民活動応援事業審査結果通知書	第10条関係
第6号様式	あいかわ町民活動応援事業補助金交付申請書	第11条関係
第7号様式	あいかわ町民活動応援事業補助金交付決定通知書	第12条関係
第8号様式	あいかわ町民活動応援事業補助金交付請求書	
第9号様式	あいかわ町民活動応援事業変更等申請書	第13条関係
第10号様式	あいかわ町民活動応援事業変更等決定通知書	
第11号様式	あいかわ町民活動応援事業変更届出書	第14条関係
第12号様式	あいかわ町民活動応援事業実績報告書	第15条関係
第13号様式	補助対象事業収支決算書	

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のこの要綱の規定は、平成26年4月1日以後にする行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。
- 3 改正後のこの要綱第12条第4項の規定は、平成26年4月1日より前に行なわれた補助事業のうち、ステップアップ応援補助を受けたものについては、その実施回数を通算するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。